

鎌倉市児童家庭相談システム構築等業務委託
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

鎌倉市児童家庭相談システム構築業務委託公募型プロポーザル(以下、「本プロポーザル」という。)は、「鎌倉市児童家庭相談システム構築等業務委託(以下、「本業務」という。)」の受注者を選定するに当たり、本業務の内容を十分に理解し、最も適切な企画提案をした者を当該業務の最優秀提案者として選定することを目的とします。

2 業務の概要

(1) 業務名

鎌倉市児童家庭相談システム構築等業務委託

(2) 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 業務内容

別紙「鎌倉市児童家庭相談システム構築等業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和13年(2031年)2月28日まで

なお、システム利用するための構築作業や事前研修等は令和8年(2026年)2月28日までに完了するものとし、令和8年(2026年)3月1日から60か月を、鎌倉市児童家庭相談システムを利用する賃貸借期間とします。

(5) 契約限度額

36,682,800円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

システムパッケージ構築費用、使用料を含む機器の賃借料及び保守費用(60か月分割払い)

なお、提案内容はリース契約を前提とするため、リース料率(2%)を含むものとします。但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 参加条件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者(以下、「参加者」という。)が、最優秀提案者となるためには、参加申込書提出日から契約締結の日までの全期間において、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

なお、本業務は個人情報を取り扱うことから、情報の取扱いにおいて一貫した管理体制を構

築することが望ましく、JV(共同企業体)での参加は不可とします。

ア 鎌倉市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。

ウ 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。

エ 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。

オ 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続(以下、「更生手続又は再生手続」という。)の開始の申立てがなされている者(更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた者であって、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

キ 2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。

ク 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。

ケ 現時点において複数の市区町村(本市と同規模(人口15万人)以上の人口を有する自治体)で稼働実績のある安定した児童家庭相談システムパッケージシステムであること。

コ 製品信頼性確保の観点から、本仕様書のシステム要件、業務仕様を完備しており、本調達日時点も県内の複数自治体で稼働しているパッケージシステムであること。

サ 機密情報のシステム管理に関して、現時点において個人情報保護の観点からプライバシーマーク認証を取得している企業であること。

シ 現時点においてシステム構築を担当する部門がISMS認証を取得していること。

ス パッケージシステムの販売元と開発元が同一であること。

(2) 資格要件

参加者が次のいずれかに該当する場合は本プロポーザルへの参加を認めず、失格とします。

ア 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合

イ 「参加申込の受付及び審査」に必要な書類及び「企画提案の受付」の手続に必要な書類が期限までに提出されなかった場合

ウ 本市に提出した書類に虚偽の記載があった場合

エ プレゼンテーションに参加しなかった場合

オ 選定の公平性を害する行為があった場合

カ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査会会長が失格

であると認めた場合

キ その他、鎌倉市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反した場合

4 スケジュール

(1) 選定スケジュール

公募から優先交渉権者の選定までのスケジュール(概要)は次のとおりです。

募集要領の公表 (本市ホームページに掲載)	令和7年(2025年)7月1日(火)
質問の受付	公表から令和7年(2025年)7月8日(火)午後5時まで
質問への回答 (本市ホームページに掲載)	令和7年(2025年)7月11日(金)(予定)
参加申込書の提出	公表から令和7年(2025年)7月18日(金)午後5時まで
参加資格通知	令和7年(2025年)7月25日(金)まで
提案書の提出	参加資格通知日から 令和7年(2025年)8月8日(金)午後5時まで
プレゼンテーション (デモンストレーション含む)	令和7年(2025年)8月19日(火)(予定)
結果の通知	令和7年(2025年)9月上旬(予定)

(2) 優先交渉権者選定後のスケジュール

優先交渉権者選定後のスケジュール(概要)は次のとおりです。

契約交渉	結果の通知から令和7年(2025年)9月中旬(予定)
契約の締結・結果の公表	令和7年(2025年)9月下旬(予定)
業務の着手	契約締結日から14日以内
業務の履行	「2業務の概要(4)」に規定する履行期限まで

5 参加申込の受付及び審査

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加申込の手に必要な書類(以下、「参加申込書類」という。)を提出してください。提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められません。

(1) 受付期間

公表から令和7年(2025年)7月18日(金)午後5時まで

(2) 参加申込書類

ア 公募型プロポーザル参加申込書(様式1)

イ 業務経歴書(様式2)

ウ イを確認できる書類の写し(「3参加条件ケ」に該当する業務内容、条件が記載されている箇所分かるよう明示(赤字、赤枠で囲う等)した契約書、仕様書)

エ 仕様書別紙 機能要件一覧(対応可否を記載したもの)

オ ISMS認証が確認できる書類の写し

(3) 提出方法

必要事項を記載した参加申込書類を電子メール(以下、「メール」という。)に添付して担当課へ提出してください。メールの表題は「鎌倉市児童家庭相談システム構築等業務委託プロポ参加申込(事業者名)」としてください。メール送信後、担当課に受信確認の電話をしてください。

(4) 参加資格の審査

提出資料を基に参加資格の審査を担当課(事務局)で行い、令和7年(2025年)7月25日(金)までに参加資格の審査結果について、参加申込をした全ての事業者へメールで通知する予定です。

参加資格を有すると確認できた事業者(以下、「参加事業者」という。)には、企画提案及びプレゼンテーションを行っていただきます。

6 質問の受付

本プロポーザルにおける募集要領、審査基準、様式集及び仕様書(以下、「募集要領等」という。)に関する質問がある場合は、「質問票(様式3)(以下、「様式3」という。))」を提出してください。

(1) 受付期間

公表から令和7年(2025年)7月8日(火)午後5時まで

(2) 提出方法

「様式3」に必要事項を記載し、メールに添付して担当課へ提出してください。メールの表題は「鎌倉市児童家庭相談システム構築等業務委託プロポ質問(事業者名)」とし、メール送信後、担当課に受信確認の電話をしてください。メール以外での質問(電話での問い合わせ等)については回答いたしません。

(3) 回答

質問及びその回答の内容は、令和7年(2025年)7月11日(金)(予定)までに本市ホームページ上

にて公表するとともに、質問及びその回答を公表したことについて、質問票の提出事業者及び当該公表時点で参加申込をいただいた事業者へメールで連絡する予定です。

7 企画提案の受付

参加事業者は、次のとおり選定の手続に必要な書類(以下、「提案書」という。)を持参又は郵送により、担当課へ提出してください。

郵送の場合も、提出期限までの必着とします。郵送する場合は、郵送する旨を事前に担当課へメールで連絡してください。メールの表題は「鎌倉市児童家庭相談システム構築等業務委託プロポーザル提出(事業者名)」とし、メール送信後、担当課に受信確認の電話をしてください。提出期限までに提案書が到着しなかった場合は、失格要件に該当しますので、ご注意ください。

また、提出方法にかかわらず、提案書の受付を終えた参加事業者(以下、「提案者」という。)は、速やかに、提出書類①～⑧一式の電子ファイル(④以外はPDF)を、担当課が案内する方法(本市の指定するオンラインストレージ経由)で担当課へ提出してください。電子ファイルの提出後、担当課に受信確認の電話をしてください。

(1) 提出期間

参加資格の審査結果通知日から令和7年(2025年)8月8日(金)午後5時までとし、持参による提案書の受付は、この間の休日を除く午前9時から午後5時までとします。

(2) 提出書類

提出書類は次のとおりです。また、提出部数は、正本1部(①～⑧を一式)、副本8部(③～⑧を一式)とします。なお、④～⑦には参加事業者名が特定可能な表現はしないでください。

※(提出書類作成に関する注意事項)(イ)に記載のとおり。

	提出書類	注意事項
①	公募型プロポーザル届出書	様式4-1
②	誓約書	様式4-2
③	実施体制調書	様式4-3
④	機能要件一覧	仕様書別紙 ※対応可否に回答を記載してください。 ※EXCEL形式で提出してください。
⑤	業務工程表	任意様式 ※作業項目を設定し、システム仮運用及び本運用の開始日を踏まえた上で、作業の順序や関係性などについて、分かりやすく記載してく

		<p>ださい。</p>
⑥	見積書	<p>任意様式</p> <p>※構築にかかる費用、運用にかかる費用がそれぞれ分かるように記載してください。</p> <p>※提案価格は、リース料率（2.0%）を含む金額とする。</p> <p>なお、ハードウェア、ソフトウェア及びシステム構築費用は、リース料率を含め、保守費用にはリース料率を含めないこと。</p> <p>※提案価格は、5年間（60か月分割払い）の総額（税込）とする。</p>
⑦	業務提案書	<p>任意様式(A4両面15枚まで)</p> <p>※文字サイズは10ポイント程度以上(注記などを除く。)としてください。</p> <p>※次の提案項目を含め、文書・表・図面等により簡潔かつ明瞭に記述してください。</p> <p>【提案項目1】 次の点を踏まえた「システム概要」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム概要(導入実績、パッケージ詳細等が分かるように) ・システム全体構成(サーバ構成、データベース構成、ソフトウェア仕様等が分かるように) <p>※システム構築等業務仕様書(基本要件)、(クライアント要件)を満たす提案とすること。</p> <p>【提案項目2】</p> <p>次の点を踏まえた「システム機能」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他自治体での業務効率化の事例 ・仕様書別紙「機能要件一覧」の項目 ・仕様書別紙「機能要件一覧」にない独自提案機能 <p>【提案項目3】</p> <p>次の点を踏まえた「サービス提供環境」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供システムの認証取得等

		<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ対策 ・障害復旧対応及び体制 <p>【提案項目 4】</p> <p>次の点を踏まえた「システム構築」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務工程(「募集要領 2(4)」を満たすこと) ・データ移行 <p>【提案項目 5】</p> <p>次の点を踏まえた「操作研修」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作マニュアル ・操作研修方針 ・操作研修カリキュラム、スケジュール <p>【提案項目 6】</p> <p>次の点を踏まえた「システム運用保守」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム保守(「鎌倉市児童家庭相談システム構築等業務委託仕様書」を満たすこと) ・運用サポート(「鎌倉市児童家庭相談システム構築等業務委託仕様書」を満たすこと) <p>【提案項目 7】</p> <p>仕様書にあげたもの以外に独自アイデアがあれば、提案してください。また、貴社の特徴及び優位性、その他アピールすることがあれば提案してください。</p>
⑧	その他	会社概要等のパンフレット
<p>(提出書類作成に関する注意事項)</p> <p>(ア) 日本工業規格による A 4 判の規格、左綴じで作成してください。なお、⑥については、この限りではありません。</p> <p>(イ) ④～⑦には、会社名(関係事業者名含む。)、固有名詞等の参加事業者名が特定可能な表現はしないでください。特に、⑦において参加事業者を特定可能な関係者、事例、写真の使用等も控えてください。</p>		

8 選定方法

本市が設置する審査会において、提案者ごとに、企画提案及びプレゼンテーションの審査を行い、

別紙「審査基準」に基づいて評価を行い最優秀提案者の選定、提案者の順位付けを行います。選定に当たっては最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、得点が最も高かった者(以下、「最高得点者」という。)を最優秀提案者とし、次に得点の高かった者を、次点の事業者として選定します。最高得点者が複数の場合は、審査会の投票で決定します。なお、提案者が1者の場合も選定を行います。

審査の結果、最低基準の点数を上回る提案者がいなかった場合、本プロポーザルにおいては契約を行わないものとします。

(1) プレゼンテーション実施日

令和7年(2025年)8月19日(火)を予定しています。

(変更する場合、提出書類の提出期限までに参加事業者にご連絡するものとします。)

(2) プレゼンテーション会場

日時、場所等の詳細については別途ご連絡します。

(3) プレゼンテーション参加人数

プレゼンテーションに出席できる人数は5名以内とします。

(4) プレゼンテーション

プレゼンテーション及びシステムデモンストレーション(以下、「プレゼン等」という。)は60分間(質疑応答は別途10分程度)で行う予定(提案者数に応じて時間配分を変更することがあります。)で、投影資料を用いて説明することができます。投影資料を新たに作成することは可能ですが、当日、追加で資料を配付することはできません。なお、提案書そのものを投影資料とすることも可能です。提案書に記載されている提案内容についてのみ、説明・投影することができます(提案内容の追加はできません。)。プレゼン等において、「仕様書別紙 機能要件一覧」の機能についてプレゼン等に必ず含め、どの項番の機能を説明しているかが審査員に分かるようにしてください。また、その他市が指定する条件にてプレゼン等を依頼します。詳細については別途ご連絡します。

なお、プレゼン等時にパソコン、プロジェクター、スクリーン及び接続ケーブルを使用する場合は、事前に担当課にメールで連絡してください。その他必要機器については各提案者で用意してください。

プレゼン等の順序は、提出書類の提出順の逆順に行うこととします。提案者ごとの開始時間等は別途ご連絡します。なお、プレゼン等は匿名で実施していただきます。このため、プレゼン等の場において、投影資料を含めて提案者名が特定可能となるような表現はしないでください。

(5) 結果の通知

令和7年(2025年)9月上旬に各提案者に対し、個別に結果通知書を郵送及びメールで送付する予定です。

(6) その他

審査会は非公開とします。

9 契約の締結

最優秀提案者(優先交渉権者)に選定された提案者は、本市と協議の上で、協議で双方合意に至った場合、本市が最優秀提案者(優先交渉権者)のパッケージを、鎌倉市児童家庭相談システムの導入システムと正式に決定し、別途入札により落札したリース会社との賃貸借契約を締結する。

なお、最優秀提案者(優先交渉権者)が何らかの理由により契約を行うことができなかった場合、次点の提案者を優先交渉権者とします。

10 結果の公表

選定結果については、契約締結後(令和7年(2025年)9月下旬を予定)に本市ホームページで公表します。

11 その他

(1) 担当課(事務局)

鎌倉市こどもみらい部こども家庭相談課(こどもと家庭の相談室担当)(担当：桐谷、徳田)

所在地：〒248-8686 鎌倉市御成町 18番10号 鎌倉市役所本庁舎 1階42番窓口

電話：0467-61-3751(直通)

メールアドレス kokasou@city.kamakura.kanagawa.jp

※電話によるご連絡については土曜日、日曜日及び祝日等の休日(以下、「休日」という。)を除く毎日、午前9時から12時、午後1時から5時まで受け付けています。

※募集要領等に関する質問は、「6 質問の受付」の規定に沿って提出してください。

(2) 費用負担

応募に要する費用は、本プロポーザルに応募する者の負担とします。

(3) 留意事項

ア 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

イ 本市に提出した書類の提出後の修正、変更及び追加は一切認めません。

ウ 「様式4-3」に記載する管理責任者、担当者(以下、「管理責任者等」という。)は、本プロポーザル実施の公表日以前に、参加事業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とします。また、本市と契約を締結する提案者は、「様式4-3」に記載した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。

エ 本市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表」に記載する内容を基に本市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、本市の承諾なく業務工程の変更はできないものとします。

- オ 本市に提出した書類の著作権は提案者に帰属します。ただし、本市が本プロポーザル結果の報告等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに本市に提出した書類の内容を無償で使用(複写含む。)できるものとします。
- カ 提出された書類は返却いたしません。
- キ 本プロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例(平成13年9月条例第4号)に基づき本市に提出した書類を公開することがあります。
- ク 参加申込の手續後に、辞退する場合は、「辞退届(様式5)」を提出するものとします。
- ケ 本市に送信するメール及びメールに添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施の上、送信してください。
- コ 様式の(注意事項)の記載は、書類の作成に当たって削除しても構いません。
- サ 募集要領に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、鎌倉市契約規則(昭和39年6月12日規則第20号)等関係法令等の定めるところによります。
- シ 天災地変その他のやむを得ない事由により、本公募を執行することができないと認められるときは、その執行を延期し、又は取りやめることがあります。